

(2) 区画漁業権

ア 公示番号及び免許の内容となるべき事項

方位は真方位を示す。

公示番号	免許の内容となるべき事項						関係地区	個別又は団体漁業権の別	類似又は新規漁業権の別
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件			
筑区第1号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	糸島市大字加布里加布里漁港北側	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第55号 加布里港西防波堤灯台 (イ) 基点第55号から真方位274度50分 345メートルの点 (ロ) 基点第55号から真方位299度30分 418メートルの点 (ハ) 基点第55号から真方位304度15分 378メートルの点 (ニ) 基点第55号から真方位319度40分 510メートルの点 (ホ) 基点第55号から真方位350度35分 434メートルの点 (ヘ) 基点第55号から真方位350度35分 80メートルの点	漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。	糸島市加布里、岩本、二丈田中、志摩師吉、志摩野北、末永、南風台、前原中央	団体漁業権	類似漁業権
筑区第2号	第1種区画漁業	のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	福岡市西区姪浜小戸地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第62号 福岡市西区小戸3丁目58の1、小戸ヨットハーバー北防波堤突端に設置した灯標 (イ) 基点第62号から真方位294度39分 1,392メートルの点 (ロ) 基点第62号から真方位335度45分 740メートルの点 (ハ) 基点第62号から真方位298度16分 353メートルの点 (ニ) 基点第62号から真方位273度33分 1,264メートルの点	漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。	福岡市西区愛宕浜、姪の浜、今津、小戸、姪浜駅南、同市中央区高砂、同市南区塩原、糸島市二丈深江、筑紫野市石崎	団体漁業権	類似漁業権
筑区第3号	第1種区画漁業	のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	福岡市西区室見川沖	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第63号 福岡市西区姪浜姪溜東防波堤の北西角に設置した標識 (イ) 基点第63号から真方位012度04分 1,008メートルの点 (ロ) 基点第63号から真方位065度41分 2,216メートルの点 (ハ) 基点第63号から真方位076度47分 2,050メートルの点 (ニ) 基点第63号から真方位080度57分 2,012メートルの点 (ホ) 基点第63号から真方位078度38分 1,670メートルの点 (ヘ) 基点第63号から真方位073度47分 1,715メートルの点 (ト) 基点第63号から真方位019度47分 566メートルの点	漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。	福岡市西区愛宕浜、姪の浜、今津、小戸、姪浜駅南、同市中央区高砂、同市南区塩原、糸島市二丈深江、筑紫野市石崎	団体漁業権	類似漁業権

筑区第4号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	糸島市大字加布里加布里漁港西側	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第55号 加布里港西防波堤灯台 (イ) 基点第55号から真方位242度37分 496メートルの点 (ロ) 基点第55号から真方位205度54分 70メートルの点 (ハ) 基点第55号から真方位175度50分 430メートルの点 (ニ) 基点第55号から真方位219度 7分 697メートルの点	漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。	糸島市加布里、岩本、二丈田中、志摩師吉、志摩野北、末永、南風台、前原中央	団体漁業権	新規漁業権
筑区第101号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	糸島市二丈鹿家地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第1号 福岡・佐賀県界に設置した標石(包石) 基点第48号 鹿家漁港串崎防波堤記念碑 (イ) 基点第48号から真方位234度33分 1,506メートルの点 (ロ) 基点第48号から真方位277度51分 1,042メートルの点 (ハ) 基点第48号から真方位278度53分 545メートルの点 (ニ) 基点第48号から真方位170度22分 540メートルの点 (ホ) 基点第1号から真方位352度00分 490メートルの点	漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。	糸島市二丈吉井、二丈福井、二丈鹿家	団体漁業権	類似漁業権
筑区第102号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	糸島市二丈片山大崎内側	次の(イ)、(ロ)、(ハ)及び基点第50号を順次に結んだ直線並びに(ハ)及び基点第50号の間の最大高潮時海岸線から沖合10メートルの線によって囲まれた区域 基点第50号 深江漁港西防波堤の付根に設定した標識 基点第51号 深江漁港の糸島郡深江村及深江片山漁業組合紀年碑 (イ) 基点第51号から真方位265度 2分 191メートルの点 (ロ) 基点第51号から真方位272度38分 332メートルの点 (ハ) 基点第51号から真方位298度46分 378メートルの点	漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。	糸島市二丈深江、松末、神在東	団体漁業権	類似漁業権
筑区第103号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	糸島市二丈片山大崎南側	次の基点第52号、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び基点第52号を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第51号 深江漁港の糸島郡深江村及深江片山漁業組合紀年碑 基点第52号 深江漁港西側大崎防波堤突端に設定した標識 (イ) 基点第51号から真方位279度30分 725メートルの点 (ロ) 基点第51号から真方位288度35分 887メートルの点 (ハ) 基点第51号から真方位295度 8分 811メートルの点 (ニ) 基点第51号から真方位288度47分 681メートルの点 (ホ) 基点第51号から真方位290度28分 553メートルの点	漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。	糸島市二丈深江、松末、神在東	団体漁業権	類似漁業権
筑区第104号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	福岡市東区大字志賀島道切地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第66号 志賀島港西防波堤灯台 (イ) 基点第66号から真方位098度40分 1,097メートルの点 (ロ) 基点第66号から真方位121度10分 1,384メートルの点 (ハ) 基点第66号から真方位140度30分 650メートルの点 (ニ) 基点第66号から真方位106度25分 204メートルの点	漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。	福岡市東区大字志賀島、大岳、和白丘	団体漁業権	類似漁業権

筑 区 第 1 0 5 号	第 1 種 区 画 漁 業	わかめ養殖業 10月1日から翌 年5月31日まで	福岡市東区大 字志賀島叶の 浜地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)及び(イ)を 順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第66号 志賀島港西防波堤灯台 基点第67号 福岡市東区大字志賀島の万葉歌碑(志賀島第6号歌 碑) (イ) 基点第66号から真方位203度06分 219メートルの点 (ロ) 基点第66号から真方位192度09分 359メートルの点 (ハ) 基点第66号から真方位244度53分 952メートルの点 (ニ) 基点第67号から真方位163度54分 749メートルの点 (ホ) 基点第67号から真方位175度04分 600メートルの点 (ヘ) 基点第67号から真方位163度34分 499メートルの点 (ト) 基点第67号から真方位154度48分 641メートルの点 (チ) 基点第66号から真方位253度07分 886メートルの点	漁期終了までに当該 養殖施設を撤去しな ければならない。	福岡市東区大字 志賀島、大岳、 和白丘	団 体 漁 業 権	類 似 漁 業 権
筑 区 第 1 0 6 号	第 1 種 区 画 漁 業	わかめ養殖業 10月1日から翌 年5月31日まで	福岡市東区大 字弘地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(イ)を順次に結んだ 直線によって囲まれた区域 基点第67号 福岡市東区大字志賀島の万葉歌碑(志賀島第6号歌 碑) (イ) 基点第67号から真方位156度09分 375メートルの点 (ロ) 基点第67号から真方位183度29分 555メートルの点 (ハ) 基点第67号から真方位232度09分 509メートルの点 (ニ) 基点第67号から真方位282度54分 726メートルの点 (ホ) 基点第67号から真方位302度39分 555メートルの点 (ヘ) 基点第67号から真方位232度20分 224メートルの点	漁期終了までに当該 養殖施設を撤去しな ければならない。	福岡市東区大字 弘	団 体 漁 業 権	類 似 漁 業 権
筑 区 第 1 0 7 号	第 1 種 区 画 漁 業	わかめ養殖業 10月1日から翌 年5月31日まで	福岡市東区大 字勝馬字赤石 地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって 囲まれた区域 基点第44号 福岡市弘の弘漁港の船溜築港之碑 (イ) 基点第44号から真方位315度26分 1,110メートルの点 (ロ) 基点第44号から真方位333度45分 1,008メートルの点 (ハ) 基点第44号から真方位184度58分 335メートルの点 (ニ) 基点第44号から真方位214度36分 517メートルの点	漁期終了までに当該 養殖施設を撤去しな ければならない。	福岡市東区大字 弘	団 体 漁 業 権	類 似 漁 業 権
筑 区 第 1 0 8 号	第 1 種 区 画 漁 業	わかめ養殖業 10月1日から翌 年5月31日まで	福岡市東区大 字志賀島東側	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって 囲まれた区域 基点第46号 志賀島港北防波堤灯台 (イ) 基点第46号から真方位069度12分 2,650メートルの点 (ロ) 基点第46号から真方位040度48分 1,210メートルの点 (ハ) 基点第46号から真方位025度00分 1,915メートルの点 (ニ) 基点第46号から真方位055度00分 3,050メートルの点	漁期終了までに当該 養殖施設を撤去しな ければならない。	福岡市東区大字 志賀島、大岳、 和白丘	団 体 漁 業 権	類 似 漁 業 権

筑区第109号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	北九州市門司区大里地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第77号 北九州市門司区松原二丁目大瀬戸導灯第2号(前灯) (イ) 基点第77号から真方位000度00分 29メートルの点 (ロ) 基点第77号から真方位333度00分 77メートルの点 (ハ) 基点第77号から真方位240度00分 339メートルの点 (ニ) 基点第77号から真方位231度00分 333メートルの点	漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。	北九州市門司区大里本町、大里戸ノ上、大里東、梅の木町、奥田、南本町、中二十町、吉志、小松町、藤松、浜町、同市小倉北区上富野、下富野、足原、都、昭和町、弁天町、熊谷、同市小倉南区守恒本町、同市戸畑区東大谷、同市若松区青葉台南	団体漁業権	類似漁業権
筑区第110号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	福岡市東区箱崎地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第11号 博多港西防波堤灯台北灯台 (イ) 基点第11号から真方位048度26分 1,749メートルの点 (ロ) 基点第11号から真方位055度03分 1,886メートルの点 (ハ) 基点第11号から真方位061度18分 1,656メートルの点 (ニ) 基点第11号から真方位054度14分 1,497メートルの点	漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。	福岡市東区箱崎、同市博多区吉塚	団体漁業権	類似漁業権
筑区第111号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	糸島市二丈吉井地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第49号 糸島市二丈吉井国土地理院四等三角点 (イ) 基点第49号から真方位301度10分 577メートルの点 (ロ) 基点第49号から真方位257度02分 444メートルの点 (ハ) 基点第49号から真方位257度40分 520メートルの点 (ニ) 基点第49号から真方位266度22分 574メートルの点 (ホ) 基点第49号から真方位294度30分 679メートルの点	漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。	糸島市二丈吉井、二丈福井、二丈鹿家	団体漁業権	類似漁業権
筑区第112号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	糸島市志摩新町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第57号 岐志港西防波堤灯台 (イ) 基点第57号から真方位123度16分 957メートルの点 (ロ) 基点第57号から真方位118度11分 987メートルの点 (ハ) 基点第57号から真方位119度17分 1,036メートルの点 (ニ) 基点第57号から真方位123度44分 1,012メートルの点	漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。	糸島市志摩新町、岐志、御床、久家、井原、桜井、野北、芥屋、荻浦、前原西、福岡市城南区堤団地	団体漁業権	類似漁業権

筑区第113号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	糸島市二丈片山大崎北側	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第53号 糸島市二丈片山元瀬に設定した標識 (イ) 基点第53号から真方位256度21分 29メートルの点 (ロ) 基点第53号から真方位254度49分 389メートルの点 (ハ) 基点第53号から真方位238度38分 400メートルの点 (ニ) 基点第53号から真方位180度00分 121メートルの点	漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。	糸島市二丈深江、松末、神在東	団体漁業権	新規漁業権
筑区第201号	第1種区画漁業	小割式魚類養殖業	1月1日から12月31日まで	宗像市大島大島漁港内	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第71号 筑前大島港南3号防波堤灯台 (イ) 基点第71号から真方位356度48分 236メートルの点 (ロ) 基点第71号から真方位015度53分 187メートルの点 (ハ) 基点第71号から真方位298度45分 37メートルの点 (ニ) 基点第71号から真方位299度52分 100メートルの点	なし	宗像市大島	団体漁業権	類似漁業権
筑区第202号	第1種区画漁業	小割式魚類養殖業	1月1日から12月31日まで	宗像市鐘崎地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第72号 鐘崎港西防波堤灯台 (イ) 基点第72号から真方位218度00分 1,380メートルの点 (ロ) 基点第72号から真方位220度00分 1,820メートルの点 (ハ) 基点第72号から真方位213度00分 1,890メートルの点 (ニ) 基点第72号から真方位207度00分 1,400メートルの点	なし	宗像市鐘崎、上八、池田、田野	団体漁業権	類似漁業権
筑区第203号	第1種区画漁業	小割式魚類養殖業	1月1日から12月31日まで	宗像市大島大島漁港内	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第88号 大島漁港東1号防波堤突端に設置した灯標 (イ) 基点第88号から真方位104度44分 70メートルの点 (ロ) 基点第88号から真方位066度02分 148メートルの点 (ハ) 基点第88号から真方位082度54分 180メートルの点 (ニ) 基点第88号から真方位116度47分 123メートルの点	なし	宗像市大島	団体漁業権	類似漁業権
筑区第204号	第1種区画漁業	小割式魚類養殖業	1月1日から12月31日まで	糸島市志摩姫島姫島漁港内	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第87号 筑前姫島港東防波堤灯台 (イ) 基点第87号から真方位264度46分 69メートルの点 (ロ) 基点第87号から真方位240度33分 162メートルの点 (ハ) 基点第87号から真方位253度06分 179メートルの点	なし	糸島市志摩姫島	団体漁業権	類似漁業権

4号	漁業				(二) 基点第87号から真方位283度03分 100メートルの点				
筑区第301号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	糸島市二丈松末地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第54号 糸島市二丈浜窪箱島神社 (イ) 基点第54号から真方位255度43分 946メートルの点 (ロ) 基点第54号から真方位256度32分 608メートルの点 (ハ) 基点第54号から真方位241度38分 546メートルの点 (ニ) 基点第54号から真方位230度52分 1,434メートルの点 (ホ) 基点第54号から真方位244度05分 1,505メートルの点	なし	糸島市加布里、岩本、二丈田中、志摩師吉、志摩野北、末永、南風台、前原中央	団体漁業権	類似漁業権
筑区第302号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	糸島市志摩久家立石崎地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第56号 糸島市志摩船越船越漁港南防波堤突端に設定した標識 (イ) 基点第56号から真方位122度09分 908メートルの点 (ロ) 基点第56号から真方位115度26分 930メートルの点 (ハ) 基点第56号から真方位116度05分 1,146メートルの点 (ニ) 基点第56号から真方位116度58分 1,225メートルの点 (ホ) 基点第56号から真方位120度45分 1,203メートルの点	なし	糸島市志摩船越、志摩久家、志摩師吉、志摩初、志摩御床、志摩松隈、波多江駅南、前原駅南、前原南、福岡市西区今津	団体漁業権	類似漁業権
筑区第303号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	糸島市志摩岐志地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第57号 岐志港西防波堤灯台 (イ) 基点第57号から真方位141度56分 253メートルの点 (ロ) 基点第57号から真方位141度55分 703メートルの点 (ハ) 基点第57号から真方位178度56分 880メートルの点 (ニ) 基点第57号から真方位206度28分 587メートルの点	なし	糸島市志摩新町、岐志、御床、久家、井原、桜井、野北、芥屋、荻浦、前原西、福岡市城南区堤団地	団体漁業権	類似漁業権
筑区第304号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	糸島市志摩野北野北漁港内	次の(イ)、(ロ)、(ハ)を順次に結んだ直線及び防波堤によって囲まれた区域 基点第59号 野北港西防波堤灯台 (イ) 基点第59号から真方位297度50分 391メートルの点 (ロ) 基点第59号から真方位285度53分 253メートルの点 (ハ) 基点第59号から真方位273度40分 292メートルの点	なし	糸島市志摩野北、浦志	団体漁業権	類似漁業権
筑区第305号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	糸島市志摩久家地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第56号 糸島市志摩船越船越漁港南防波堤突端に設定した標識	なし	糸島市志摩船越、志摩久家、志摩師吉、志摩初、志摩御床、	団体漁業権	類似漁業権

05号	画漁業				(イ) 基点第56号から真方位076度07分 162メートルの点 (ロ) 基点第56号から真方位046度41分 357メートルの点 (ハ) 基点第56号から真方位092度11分 678メートルの点 (ニ) 基点第56号から真方位105度46分 937メートルの点 (ホ) 基点第56号から真方位135度10分 857メートルの点 (ヘ) 基点第56号から真方位138度40分 493メートルの点 (ト) 基点第56号から真方位109度37分 521メートルの点		志摩松隈、波多江駅南、前原駅南、前原南、福岡市西区今津	権	権
筑区第306号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	糸島市志摩岐志地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第57号 岐志港西防波堤灯台 (イ) 基点第57号から真方位224度35分 317メートルの点 (ロ) 基点第57号から真方位230度48分 1,172メートルの点 (ハ) 基点第57号から真方位238度33分 1,175メートルの点 (ニ) 基点第57号から真方位253度16分 334メートルの点	なし	糸島市志摩新町、岐志、御床、久家、井原、桜井、野北、芥屋、荻浦、前原西、福岡市城南区堤団地	団体漁業権	類似漁業権
筑区第307号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	福岡市西区能古地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第61号 福岡市西区能古土手崎突端に設置した標識 (イ) 基点第61号から真方位132度11分 113メートルの点 (ロ) 基点第61号から真方位112度34分 198メートルの点 (ハ) 基点第61号から真方位146度36分 332メートルの点 (ニ) 基点第61号から真方位163度11分 296メートルの点	なし	福岡市西区能古	団体漁業権	類似漁業権
筑区第308号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	福岡市東区志賀島志賀島漁港内	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第66号 志賀島港西防波堤灯台 (イ) 基点第66号から真方位305度27分 83メートルの点 (ロ) 基点第66号から真方位293度08分 34メートルの点 (ハ) 基点第66号から真方位238度00分 105メートルの点 (ニ) 基点第66号から真方位230度04分 137メートルの点 (ホ) 基点第66号から真方位249度08分 152メートルの点	なし	福岡市東区大字志賀島、大岳、和白丘	団体漁業権	類似漁業権
筑区第309号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	北九州市若松区小竹地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第74号 響新港西第1防波堤東灯台 (イ) 基点第74号から真方位245度29分 973メートルの点 (ロ) 基点第74号から真方位242度21分 111メートルの点 (ハ) 基点第74号から真方位195度20分 365メートルの点	なし	北九州市若松区大字小竹、畠田、花野路、上原町、浜町、鴨生田、青葉台南、迫田町、原	団体漁業権	類似漁業権

9号	漁業				(二) 基点第74号から真方位231度32分 1,129メートルの点		町、響南町、宮丸、浪打町、東二島、桜町、東小石町、本町、小糸町、乙丸、塩屋、西小石町、中川町、久岐の浜、同市戸畑区天籟寺、旭町、同市八幡東区荒手		
筑区第310号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	福津市津屋崎漁港内	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第69号 津屋崎港東1号防波堤灯台 (イ) 基点第69号から真方位19度27分 79メートルの点 (ロ) 基点第69号から真方位47度05分 231メートルの点 (ハ) 基点第69号から真方位59度34分 227メートルの点 (ニ) 基点第69号から真方位59度34分 59メートルの点	なし	福津市津屋崎、渡、宮司	団体漁業権	類似漁業権
筑区第311号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	福岡市西区大字宮浦地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第60号 唐泊漁港唐泊防波堤灯台 (イ) 基点第60号から真方位076度50分 45メートルの点 (ロ) 基点第60号から真方位084度08分 352メートルの点 (ハ) 基点第60号から真方位049度02分 745メートルの点 (ニ) 基点第60号から真方位041度06分 733メートルの点 (ホ) 基点第60号から真方位059度38分 313メートルの点	なし	福岡市西区大字宮浦、生の松原	個別漁業権	類似漁業権
筑区第312号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	福岡市西区大字宮浦地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第60号 唐泊漁港唐泊防波堤灯台 (イ) 基点第60号から真方位233度11分 165メートルの点 (ロ) 基点第60号から真方位223度57分 585メートルの点 (ハ) 基点第60号から真方位177度56分 941メートルの点 (ニ) 基点第60号から真方位164度06分 2,042メートルの点 (ホ) 基点第60号から真方位124度04分 2,134メートルの点 (ヘ) 基点第60号から真方位105度00分 1,851メートルの点 (ト) 基点第60号から真方位069度28分 850メートルの点 (チ) 基点第60号から真方位095度22分 639メートルの点	なし	福岡市西区大字宮浦、生の松原	個別漁業権	類似漁業権

筑区第313号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	糸島市二丈片山大崎内側	次の(イ)、(ロ)、(ハ)及び(ニ)を順次に結んだ直線並びに(イ)及び(ニ)の間の最大高潮時海岸線から沖合10メートルの線によって囲まれた区域 基点第51号 深江漁港の糸島郡深江村及深江片山漁業組合紀年碑 (イ) 基点第51号から真方位296度37分 519メートルの点 (ロ) 基点第51号から真方位272度26分 466メートルの点 (ハ) 基点第51号から真方位272度38分 332メートルの点 (ニ) 基点第51号から真方位298度46分 378メートルの点	なし	糸島市二丈深江、松末、神在東	団体漁業権	類似漁業権
筑区第314号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	北九州市若松区小竹地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第91号 脇之浦漁港北防波堤の突端に設定した標識 (イ) 基点第91号から真方位219度10分 147メートルの点 (ロ) 基点第91号から真方位188度45分 97メートルの点 (ハ) 基点第91号から真方位187度43分 102メートルの点 (ニ) 基点第91号から真方位217度41分 150メートルの点	なし	北九州市若松区大字小竹、畠田、花野路、上原町、浜町、鴨生田、青葉台南、迫田町、原町、響南町、宮丸、浪打町、東二島、桜町、東小石町、本町、小糸町、乙丸、塩屋、西小石町、中川町、久岐の浜、同市戸畑区天籟寺、旭町、同市八幡東区荒手	団体漁業権	類似漁業権
筑区第401号	第1種区画漁業	わかめ・あかもく養殖業	10月1日から翌年6月30日まで	宗像市大島大島避難港南側	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第70号 宗像市大島大島港外防波堤灯台 (イ) 基点第70号から真方位143度44分 121メートルの点 (ロ) 基点第70号から真方位170度23分 427メートルの点 (ハ) 基点第70号から真方位196度45分 440メートルの点 (ニ) 基点第70号から真方位232度32分 159メートルの点	漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。	宗像市大島	団体漁業権	類似漁業権
筑区第501号	第1種区画漁業	あわび養殖業	1月1日から12月31日まで	福岡市西区玄界島地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第86号 玄界港第1号防波堤灯台 (イ) 基点第86号から真方位054度18分 147メートルの点 (ロ) 基点第86号から真方位056度59分 221メートルの点 (ハ) 基点第86号から真方位074度52分 202メートルの点 (ニ) 基点第86号から真方位073度54分 170メートルの点	なし	福岡市西区玄界島	団体漁業権	類似漁業権

筑区第601号	第1種区画漁業	ふともずく養殖業	12月1日から翌年6月15日まで	宗像市地島泊地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第73号 地島泊漁港(泊地区)外防波堤南端に設定した標識 (イ) 基点第73号から真方位 8度51分 230メートルの点 (ロ) 基点第73号から真方位 43度35分 354メートルの点 (ハ) 基点第73号から真方位 66度13分 275メートルの点 (ニ) 基点第73号から真方位 29度11分 91メートルの点	漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。	宗像市地島	団体漁業権	類似漁業権
筑区第602号	第1種区画漁業	ふともずく養殖業	12月1日から翌年6月15日まで	宗像市地島泊地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第73号 地島泊漁港(泊地区)外防波堤南端に設定した標識 (イ) 基点第73号から真方位296度49分 868メートルの点 (ロ) 基点第73号から真方位309度28分 766メートルの点 (ハ) 基点第73号から真方位297度22分 541メートルの点 (ニ) 基点第73号から真方位282度57分 672メートルの点	漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。	宗像市地島	団体漁業権	類似漁業権
筑区第701号	第1種区画漁業	わかめ・ふともずく養殖業	10月1日から翌年6月15日まで	糸島市志摩芥屋地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第58号 糸島市志摩芥屋地先 筑前ノウ瀬灯標 (イ) 基点第58号から真方位037度24分 989メートルの点 (ロ) 基点第58号から真方位048度04分 1,007メートルの点 (ハ) 基点第58号から真方位054度03分 960メートルの点 (ニ) 基点第58号から真方位061度34分 930メートルの点 (ホ) 基点第58号から真方位058度58分 859メートルの点 (ヘ) 基点第58号から真方位046度01分 894メートルの点 (ト) 基点第58号から真方位040度28分 889メートルの点	漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。	糸島市志摩芥屋、神在、前原中央、福岡市南区井尻	団体漁業権	類似漁業権
筑区第801号	第1種区画漁業	こんぶ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	糸島市志摩芥屋地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第58号 糸島市志摩芥屋地先 筑前ノウ瀬灯標 (イ) 基点第58号から真方位061度34分 930メートルの点 (ロ) 基点第58号から真方位063度55分 911メートルの点 (ハ) 基点第58号から真方位061度27分 838メートルの点 (ニ) 基点第58号から真方位058度58分 859メートルの点	漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。	糸島市志摩芥屋、神在、前原中央、福岡市南区井尻	団体漁業権	類似漁業権
筑区第901号	第1種区画漁業	真珠母貝養殖業	1月1日から12月31日まで	糟屋郡新宮町大字相島地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第68号 筑前相ノ島港南防波堤灯台 (イ) 基点第68号から真方位118度10分 58メートルの点 (ロ) 基点第68号から真方位057度10分 275メートルの点 (ハ) 基点第68号から真方位069度30分 309メートルの点	なし	糟屋郡新宮町大字相島	団体漁業権	類似漁業権

1号	漁業				(二) 基点第68号から真方位122度21分 128メートルの点				
筑区第902号	第1種区画漁業	真珠母貝養殖業	1月1日から12月31日まで	糟屋郡新宮町大字相島地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第68号 筑前相ノ島港南防波堤灯台 (イ) 基点第68号から真方位325度15分 102メートルの点 (ロ) 基点第68号から真方位339度43分 141メートルの点 (ハ) 基点第68号から真方位351度20分 129メートルの点 (ニ) 基点第68号から真方位339度57分 83メートルの点	なし	糟屋郡新宮町大字相島	団体漁業権	類似漁業権
筑区第903号	第1種区画漁業	真珠母貝養殖業	1月1日から12月31日まで	糟屋郡新宮町大字相島地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第68号 筑前相ノ島港南防波堤灯台 (イ) 基点第68号から真方位008度17分 357メートルの点 (ロ) 基点第68号から真方位013度05分 391メートルの点 (ハ) 基点第68号から真方位016度42分 372メートルの点 (ニ) 基点第68号から真方位012度01分 336メートルの点	なし	糟屋郡新宮町大字相島	団体漁業権	類似漁業権
筑区第904号	第1種区画漁業	真珠母貝養殖業	1月1日から12月31日まで	糟屋郡新宮町大字相島地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第68号 筑前相ノ島港南防波堤灯台 (イ) 基点第68号から真方位023度16分 306メートルの点 (ロ) 基点第68号から真方位034度27分 398メートルの点 (ハ) 基点第68号から真方位047度15分 367メートルの点 (ニ) 基点第68号から真方位039度14分 259メートルの点	なし	糟屋郡新宮町大字相島	団体漁業権	類似漁業権
筑区第905号	第1種区画漁業	真珠母貝養殖業	1月1日から12月31日まで	糟屋郡新宮町大字相島地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第68号 筑前相ノ島港南防波堤灯台 (イ) 基点第68号から真方位025度38分 393メートルの点 (ロ) 基点第68号から真方位028度52分 426メートルの点 (ハ) 基点第68号から真方位032度19分 411メートルの点 (ニ) 基点第68号から真方位029度16分 376メートルの点	なし	糟屋郡新宮町大字相島	団体漁業権	類似漁業権
筑区第906号	第1種区画漁業	真珠母貝養殖業	1月1日から12月31日まで	糟屋郡新宮町大字相島地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第89号 糟屋郡新宮町大字相島朝鮮通信使関係遺跡群石碑 (イ) 基点第89号から真方位066度55分 155メートルの点 (ロ) 基点第89号から真方位025度00分 161メートルの点 (ハ) 基点第89号から真方位032度57分 187メートルの点	なし	糟屋郡新宮町大字相島	団体漁業権	類似漁業権

6号	漁業				(二) 基点第89号から真方位065度48分 187メートルの点				
筑区第907号	第1種区画漁業	真珠母貝養殖業	1月1日から12月31日まで	糟屋郡新宮町大字相島地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第68号 筑前相ノ島港南防波堤灯台 (イ) 基点第68号から真方位208度10分 34メートルの点 (ロ) 基点第68号から真方位182度11分 125メートルの点 (ハ) 基点第68号から真方位187度04分 127メートルの点 (ニ) 基点第68号から真方位220度44分 41メートルの点	なし	糟屋郡新宮町大字相島	団体漁業権	類似漁業権
筑区第1001号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	糟屋郡新宮町大字相島地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)を順次に結んだ直線並びに(イ)及び(ト)の間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第68号 筑前相ノ島港南防波堤灯台 (イ) 基点第68号から真方位048度47分 609メートルの点 (ロ) 基点第68号から真方位047度17分 533メートルの点 (ハ) 基点第68号から真方位038度52分 464メートルの点 (ニ) 基点第68号から真方位048度09分 389メートルの点 (ホ) 基点第68号から真方位093度10分 549メートルの点 (ヘ) 基点第68号から真方位102度23分 1,242メートルの点 (ト) 基点第68号から真方位083度37分 1,223メートルの点	なし	糟屋郡新宮町大字相島	団体漁業権	新規漁業権
筑区第1101号	第1種区画漁業	かき・魚類養殖業	1月1日から12月31日まで	宗像市鐘崎地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)を順次に結んだ直線並びに防波堤によって囲まれた区域 基点第72号 鐘崎港西防波堤灯台 (イ) 基点第72号から真方位 96度41分 85メートルの点 (ロ) 基点第72号から真方位 95度39分 115メートルの点 (ハ) 基点第72号から真方位151度48分 224メートルの点 (ニ) 基点第72号から真方位170度42分 392メートルの点 (ホ) 基点第72号から真方位175度27分 381メートルの点	なし	宗像市鐘崎、上八、池田、田野	団体漁業権	類似漁業権
筑区第111号	第1種区画漁業	かき・魚類養殖業	1月1日から12月31日まで	宗像市地島豊岡地先	次の基点第80号、(イ)、(ロ)及び基点第81号を順次に結んだ直線並びに防波堤によって囲まれた区域 基点第80号 地島豊岡漁港(豊岡地区)第1東防波堤北西端に設定した標識 基点第81号 地島豊岡漁港(豊岡地区)第1東防波堤北東端に設定した標識	なし	宗像市地島、鐘崎、上八、池田、田野	団体漁業権	類似漁業権

U 2 号	漁業				(イ) 基点第80号から真方位354度44分 47メートルの点 (ロ) 基点第81号から真方位354度44分 47メートルの点				
筑 区 第 1 1 0 3 号	第 1 種 区 画 漁 業	かき・魚類養殖業	1月1日から12月31日まで	糸島市二丈吉井地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第49号 糸島市二丈吉井国土地理院四等三角点 (イ) 基点第49号から真方位266度26分 572メートルの点 (ロ) 基点第49号から真方位264度31分 945メートルの点 (ハ) 基点第49号から真方位273度08分 1,076メートルの点 (ニ) 基点第49号から真方位293度00分 1,166メートルの点 (ホ) 基点第49号から真方位308度47分 840メートルの点	なし	糸島市二丈吉井、二丈福井、二丈鹿家	団体漁業権	類似漁業権
筑 区 第 1 1 0 4 号	第 1 種 区 画 漁 業	かき・魚類養殖業	1月1日から12月31日まで	糸島市志摩船越地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第56号 糸島市志摩船越船越漁港南防波堤突端に設定した標識 (イ) 基点第56号から真方位277度59分 183メートルの点 (ロ) 基点第56号から真方位228度47分 907メートルの点 (ハ) 基点第56号から真方位204度51分 888メートルの点 (ニ) 基点第56号から真方位133度10分 160メートルの点	なし	糸島市志摩船越、志摩久家、志摩師吉、志摩初、志摩御床、志摩松隈、波多江駅南、前原駅南、前原南、福岡市西区今津	団体漁業権	類似漁業権
筑 区 第 1 2 0 1 号	第 1 種 区 画 漁 業	かき・わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	福津市津屋崎新川地先	次の基点第69号、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び基点第69号を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第69号 津屋崎港東1号防波堤灯台 (イ) 基点第69号から真方位111度10分 763メートルの点 (ロ) 基点第69号から真方位089度28分 823メートルの点 (ハ) 基点第69号から津屋崎漁港東防波堤沿いに北東へ348メートルの点 (ニ) 基点第69号から津屋崎漁港東防波堤沿いに北東へ204メートルの点	わかめ養殖にあつては、5月31日までに当該養殖施設を撤去しなければならない。	福津市津屋崎、渡、宮司	団体漁業権	類似漁業権
筑 区 第 1 3 0 1 号	第 1 種 区 画 漁 業	あかもく養殖業	10月1日から翌年6月30日まで	糸島市二丈吉井地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第49号 糸島市二丈吉井国土地理院四等三角点 (イ) 基点第49号から真方位300度37分 993メートルの点 (ロ) 基点第49号から真方位297度39分 954メートルの点 (ハ) 基点第49号から真方位291度35分 1,123メートルの点 (ニ) 基点第49号から真方位294度34分 1,137メートルの点	漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。	糸島市二丈吉井、二丈福井、二丈鹿家	団体漁業権	新規漁業権
筑 区 第 1	第 1 種 区 画 漁 業	あかもく養殖業	10月1日から翌年6月30日まで	糸島市二丈鹿家地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第48号 鹿家漁港串崎防波堤記念碑 (イ) 基点第48号から真方位146度21分 441メートルの点	漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。	糸島市二丈吉井、二丈福井、二丈鹿家	団体漁業	新規漁業

1302号	画漁業				(ロ) 基点第48号から真方位137度52分 500メートルの点 (ハ) 基点第48号から真方位144度35分 568メートルの点 (ニ) 基点第48号から真方位152度13分 517メートルの点			権	権
筑区第1303号	第1種区画漁業	あかもく養殖業	10月1日から翌年6月30日まで	糸島市志摩野北地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第59号 野北港西防波堤灯台 (イ) 基点第59号から真方位278度24分 169メートルの点 (ロ) 基点第59号から真方位212度56分 60メートルの点 (ハ) 基点第59号から真方位212度24分 92メートルの点 (ニ) 基点第59号から真方位269度04分 185メートルの点	漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。	糸島市志摩野北、浦志	団体漁業権	新規漁業権
筑区第1401号	第1種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで	糸島市二丈福井地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第90号 福吉港北防波堤灯台 (イ) 基点第90号から真方位246度15分 235メートルの点 (ロ) 基点第90号から真方位241度34分 163メートルの点 (ハ) 基点第90号から真方位228度31分 179メートルの点 (ニ) 基点第90号から真方位236度26分 246メートルの点	なし	糸島市二丈吉井、二丈福井、二丈鹿家	団体漁業権	新規漁業権

イ 免許予定日 令和5年9月1日
ウ 漁業権の存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
エ 申請期間 令和5年6月14日から令和5年7月14日まで